

美作監査第80号

平成31年3月28日

美作市長
萩原誠司 殿
美作市議会議長
鈴木悦子 殿
美作市教育委員会教育長
大川泰栄 殿
美作市農業委員会会長
山本正人 殿

美作市監査委員	東内	義典
美作市監査委員	高田	修平
美作市監査委員	山本	雅彦

平成30年度定期監査（第2次）結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により報告するとともに、同条第10項の規定により意見を提出します。

平成 30 年 度
定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第 2 次)

美 作 市 監 査 委 員

目 次

定期監査結果報告

1 監査の期日及び対象	1
2 監 査 の 範 囲	2
3 監査の主眼及び方法	2
4 監査の結果及び意見等	2

1 監査の期日及び対象

実地監査は、平成31年1月25日から同年2月14日までの間、次のとおり実施した。

監査の期日	監 査 対 象
平成31年1月25日	大原病院・上水道課
平成31年1月28日	農業振興課・農業委員会・森林政策課・商工観光課
平成31年1月29日	下水道課・クリーンセンター管理課・勝田総合支所 勝田教育分室
平成31年1月31日	議会事務局・消防本部・英田総合支所・英田教育分室
平成31年2月1日	都市住宅課・建設課・農村整備課
平成31年2月4日	市民課・税務課・くらし安全課
平成31年2月5日	財政課・秘書課・総務課・管財課・危機管理室
平成31年2月6日	教育総務課・学校教育課・社会教育課・美作教育分室 作東総合支所
平成31年2月7日	企画情報課・営業課
平成31年2月8日	スポーツ振興課・学校等設立準備室
平成31年2月12日	社会福祉課・高齢者福祉課・健康づくり推進課
平成31年2月13日	作東診療所・作東老人保健施設・東栗倉総合支所 東栗倉教育分室・大原総合支所・大原教育分室
平成31年2月14日	監査事務局・会計課

2 監査の範囲

平成 30 年度（4 月から 12 月末）における事務事業及び予算の執行状況

3 監査の主眼及び方法

事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているか、予算の執行状況が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施するとともに、地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査も実施した。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め事前審査を行い、当日は資料に沿って関係職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿を確認し実地監査を行った。

なお、過去に実施した各種の監査等で指摘した事項の措置及び改善状況についても確認等を行った。

4 監査の結果及び意見等

事務事業の執行及び歳入歳出の執行については、監査した限りにおいておおむね適正な事務処理がなされていたが、後述のとおり改善や検討を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な事務処理に努められたい。

なお、軽微な注意事項等についてはその都度指導を行い、改善及び検討を行うよう指示をした。

また、当該監査の指摘事項について、それぞれ改善等の措置を講じたときは、その旨を遅滞なく通知されたい。

改善等が必要な事項

(1) 契約事務について

① 入札契約

入札による契約で、追加工事が発生したため変更契約を締結しているものがあつた。そのなかには、当初設計時に精度の高い設計をしていれば、追加工事をする事なく、結果的に金額も低廉で実施できた可能性があつたと考えられるものもあるため当初設計時に十分な調査を行い安易な追加工事の無い入札を執行されたい。

② 随意契約

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の例外措置で、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項に規定する要件に該当する場合にのみ締結できるものであり、その場合は、理由を明確にしておく必要がある。しかしながら、各部局の契約状況を見てみると、締結理由に希薄なものが散見されたため、契約の公平性、透明性、競争性の原理から、入札による契約ができない場合は、その理由を具体的に記載されたい。

また、単独による随意契約とした場合においても、複数の見積書を徴するなどにより、契約金額の正当性を図るよう努められたい。

(2) 滞納について

① 新規発生の収入未済額

毎年、各収納部局で滞納が発生し予算執行に支障をきたしている。滞納の発生原因を分析し、滞納が長期化しないよう滞納整理に努められるとともに、滞納の未然防止策を構築されたい。

② 過年度の収入未済額

滞納状況を見てみると、過年度の収入未済額が多く残存していた。その内訳には、債務者の死亡や他市に転居し行方が分からない等の事情のあるものが含まれていた。今後は、内容を十分精査し、収納困難な状況と認められるものは、不納欠損等の処理を行う一方、回収可能なものについては、年次計画を立て確実な徴収を計るなど、公正かつ適正で慎重な事務処理に努められたい。

(3) 支出命令書等の作成遅延等に伴う支払遅延について

例月現金出納検査や決算審査の意見書等で指摘をしているが、平成 30 年度においても支払い遅延が発生している。その原因の多くは、各所属の支払事務担当者の支出命令書等の作成遅延、各部局内における決裁遅延、会計課での審査による差し戻しに対する訂正遅延等である。これらは支払事務担当者の不注意と決裁権者の決裁時における確認不足といわざるを得ない。

なお、請求者からの請求が遅れている場合には、請求者へ確認するなどし、支払遅延の未然防止策を講じられたい。

また、決裁権者においては監督責任が求められるため、日頃から所属内を監

督し注意喚起をするなど、再発防止を徹底し適正な執行を行われたい。

今後、支払遅延となった場合は、監査委員宛てに「報告書」を作成することとしたので留意されたい。

(4) 公用車のリース契約について

公用車のリース契約について契約期間が長期化したことにより、結果的にリース料が高額となっているものが見受けられたため、契約期間及び耐用年数の基準を定めるなどして、市の負担軽減を図られたい。

(5) タクシー利用補助制度について

本年度から、タクシー利用補助制度が全市に拡大されたところであるが、現行のタクシー会社への支払いは、利用者証の番号のみを記載した請求書により行っているため、利用者証を持たない者でも、運転手に番号を告げる方法で補助制度を悪用するなどの不正利用が想定される。

今後、利用者が増えることをかんがみ、不正を防止するための方策を構築されたい。

(6) 有給休暇の取得について

各部局の有給休暇の取得状況を確認したところ、全く休暇を取得していない職員や取得日数が10日に満たない職員が多数存在しているなど、全体的に取得状況が非常に低調であった。有給休暇は、健康増進やリフレッシュ効果も大きいことから、積極的に取得するとともに、幹部職員は職場において取得しやすい環境づくりに努められたい。

なお、この度「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い「労働基準法」の一部が改正され、平成31年4月以降、年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務化されることもあり、計画的に月に1日以上有給休暇の取得を要望する。